



令和7年度

双葉町任期付職員採用候補者試験

受

験

案

内

双葉町は、東日本大震災からの復旧・復興に向け、職員が一丸となり取り組んでいます。復興・復旧事業を実施するにあたり、職員の不足が見込まれることから任期付職員の採用試験を実施します。

1 受付期間と試験日

受付期間 令和6年12月2日(月)から令和7年1月10日(金)

試験日 令和7年1月下旬頃(予定) ※応募者へ個別に通知します

- 受付は、月曜日から金曜日の業務時間内(8:30~17:15)
- 郵送による申込書提出の場合は、**令和7年1月8日(水)まで**の消印有効です。
- 申込用紙は、双葉町役場総務課にて交付します。
また、申込書はホームページからのダウンロードや郵送による請求も可能です。
※郵送による請求方法は、下記「8 受験手続及び受付期間」を参照してください。
- 申込書の提出先は、双葉町役場総務課となります。また、申込用紙には添付する書類がありますので、早めに手続きをお願いします。

2 試験職種と採用予定人員

No.	試験職種	従事いただく業務内容	勤務場所	募集人数
1	一般行政職 (任期付職員)	窓口における届出受付、相談、助成、広報、指導等の業務、帳票作成、文書整理、データ入力等に関する業務	双葉町役場	若干名

2	保健師 (任期付職員)	町民の健康づくりに関する支援業務、健康診断、保健指導、健康づくり事業の実施等	双葉町役場	若干名
3	土木職 (任期付職員)	災害復旧事業(道路、下水道、橋梁)、復興拠点整備事業(造成、上下水道)に係る設計、積算業務及び発注、工事監督業務	双葉町役場	若干名
4	農業土木職 (任期付職員)	農業の振興、農業環境整備に係る調査、設計及び監督業務	双葉町役場	若干名

3 受験資格

No.	職種	受験資格
1	一般行政職 (任期付職員)	パソコンの基本操作(文書作成や表計算処理等)ができる者 ※年齢、学歴は問いません。
2	保健師 (任期付職員)	保健師資格免許所有者又は令和7年3月までに取得見込の者 ※年齢、学歴は問いません。
3	土木職 (任期付職員)	通算3年以上の土木職経験を有する者又は高等学校、大学等で土木に関する過程を修めて卒業又は修了した者 ※年齢、学歴は問いません。
4	農業土木職 (任期付職員)	通算3年以上の農業土木職(もしくは土木職)経験を有する者又は高等学校、大学等で農業(もしくは土木)に関する過程を修めて卒業又は修了した者 ※年齢、学歴は問いません。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- (3) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公正委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の方法及び内容

試験職種	試験内容
全職種	(ア) 書類選考 (イ) 論文試験(文章による表現力、課題に対する理解力等をみる) (ウ) 口述試験(個別面接による人物評価)

5 試験の期日及び場所

試験日(予定)	場所	合格発表
令和7年1月下旬 ※応募者へ個別に通知します。	双葉町役場(双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4)	2月中旬頃 (予定)

6 合格者の発表、採用

- (1) 合格者の発表は、令和7年2月中旬頃に双葉町役場掲示場に掲示するほか、可否の結果を受験者全員に通知します。
- (2) 任期付職員の任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの予定ですが、業務の進捗に応じ、最大5年間まで任期を延長する場合があります。
- (注) 受験者本人並びに第三者に関わらず、採用を有利に運ぶ目的をもって便宜を図るための行為をした場合は受験資格を失います。また、採用後この事実が明らかとなった場合は、採用が取り消されます。

7 給与等

- (1) 給料は町の条例等に基づき、学歴、職歴等により調整のうえ決定します。なお、任期中の昇給はありません。
- (2) 上記(1)のほか、給与条例の規定に従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当及び勤勉手当等が支給されます。
- (3) 勤務時間は、1週間あたり38時間45分で、年末年始(12/29~1/3)、週休日及び祝日を除いて午前8時30分から午後5時15分までとなります。
- (4) 年次有給休暇、特別休暇等の各種休暇制度が適用されます。

8 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙等の請求

申込用紙等は、双葉町役場総務課で交付します。郵便により請求する場合は、封筒の表に「任期付職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号：240[㍉]×332[㍉]）を必ず同封して、双葉町役場総務課へ郵送してください。

※いわき支所、郡山支所、埼玉支所での申込用紙交付及び郵便請求による申し込みはできませんので、ご注意願います。

※申込用紙は、町ホームページからもダウンロードすることができます。

(2) 申込の方法

申込用紙（兼宣誓書）に必要事項を記入し、必要書類を添えて双葉町役場総務課へ提出してください。受付は、月曜日から金曜日の業務時間内（8：30～17：15）となります。また、郵送により提出する場合は、封筒の表に「任期付職員採用試験申込」と朱書きし、必要書類を添えて必ず簡易書留で郵送してください。

【必要書類】

○申込用紙（兼宣誓書）

○職務経歴書

○面接カード

○履歴書（市販のものでも可能、必ず写真貼付）

【提出期限】令和7年1月10日（金）

※郵送により提出する場合は、令和7年1月8日（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。

(3) その他

①受験の際は、黒ボールペン又は万年筆、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。これ以外の筆記用具は使用できません。また、昼食は受験者各自で用意願います。

②試験当日、自家用車で来られる方は、双葉町役場駐車場を利用してください。

電車を利用される方は、JR常磐線「双葉駅」で降りてください。双葉町役場までは徒歩約3分です。



9 試験結果の開示

試験の結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1項の規定により、口頭で請求できます。ただし、電話、はがき等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする顔写真入りの書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、受験者本人が直接、双葉町役場総務課へおいでください。

開示請求できる者	開示内容	開示期間
受験者	総合得点・順位	合格者発表日から1カ月間

★ お問い合わせ先

〒979-1495 福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4
双葉町役場総務課行政係（0240-33-0124）